

令和6年8月 定例教育委員会 議事録

- 日 時 令和6年9月2日（月） 開会 17時30分
閉会 18時58分
- 場 所 教育委員会室
- 出席者 教育長 寺岡 悌二
教育委員 福島 知克（教育長職務代理者）（議事録署名委員）
教育委員 山本 隆正
教育委員 新谷 なをみ
教育委員 松浦 倫
教育委員 田中 淳子
- 事務局職員 教育部長 矢野 義知
教育部次長 稲尾 隆
教育政策課長 森本 悦子
学校教育課長 宮川 久寿
社会教育課長 姫野 淳子
教育政策課教育政策係長 加藤 雄海
- 傍聴人 0名
- 議事日程 第1 議事録署名委員の指名について
第2 別府市立図書館管理規則の全部改正について【議第33号】
第3 別府市共創交流拠点こもれびパーク指定管理候補者選定委員会設置要綱の制定について【議第34号】
第4 別府市教育委員会指定管理候補者選定委員会設置要綱の一部改正について【議第35号】
第5 別府市共創交流拠点こもれびパーク指定管理候補者選定委員会委員の委嘱について【議第36号】
- 報告事項 (1) 教育長による事務の臨時代理について【報告第6号】
(2) 寄附受納について【報告第7号】
- その他 (1) 令和6年度全国学力・学習調査結果について
(2) 令和6年度大分県学力定着状況調査結果について
(3) 令和6年度別府市が国語指導助手（ALT）について
(4) 令和6年度秋季幼稚園・小学校運動会、中学校体育大会訪問日程について
(5) 別府市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部改正について
(6) 9月定例教育委員会の開催について

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより令和6年8月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 はじめに、議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は福島委員にお願いいたします。

◎ 別府市立図書館管理規則の全部改正について

寺岡教育長 それでは議事に入ります。議事日程第2、議第33号 別府市立図書館管理規則の全部改正について提案しますので、事務局から説明いたします。

教育政策課長 議第33号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。本年6月、令和6年第2回市議会定例会にて、図書館等複合施設の設置条例を議決いただきましたので、当該条例の施行について必要な事項を定めるために、現在の管理規則を全部改正し、新たに設置及び管理に関する条例施行規則とするものでございます。

それでは2ページをお開きください。条例同様章立てといたします。第1章 総則、第2章 別府市立図書館、第3章 別府市共創交流拠点こもれびパーク、第4章 補則で構成いたします。本規則の要諦は設置条例を施行する上で、複合施設が相互連携して施設の理念や目的を達成するために必要な事項を定めることとでございます。そのため、第1章第2条に図書館とこもれびパークの設置者や責任者による企画運営会議を組織すること、さらには第3条から第6条には、運営事業を客観的に評価し、必要な助言を行うため、第三者から成る会議体を組織することなどを明記しております。

第2章 別府市立図書館、第3章 別府市共創交流拠点こもれびパークにつきましては、それぞれの休館日や開館時間などの実務的な内容を定めております。主なところだけ説明いたします。

開館時間について、こもれびパークの開館時間は午前10時から午後9時、土曜日は午前9時から午後9時、日曜日と祝日は午前9時から午後6時といたします。このうち図書館は、土曜日が午後6時まで、地域郷土資料館は曜日に関わらず午前10時から午後6時という点が異なります。

次に休館日についてです。こもれびパークは、毎月第4水曜日と年末年始を休館とします。図書館は、それに加えて現行同様毎週月曜日と資料整理期間、年間10日以内を想定していますが、これらの期間が休館日となります。第4水曜日は休館とするのですが、施設に勤務する職員は原則出勤

しまして施設全体の例えば防災訓練や研修など、全員出勤を基本とする事業を行う予定でございます。

最後に図書館の貸出しについては、今後、電子書籍の貸出しや電子的な登録手続きにも対応できるように規定を加えております。以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 図面がないので分かりづらいのですが、図書館部分とこもれびパーク部分とは図面でもきちんと分かれるのですか。

教育政策課長 こもれびパークは、手前のアクティブcommonsという部分と別棟の多目的ホール、スタジオに分かれております。アクティブcommonsは階段で繋がっており、1階部分がアクティブcommons、2階が図書館になっておりますので、階層で区別ができます。

山本委員 では、こもれびパークが開いているときに図書館が閉まっていると、2階に上がれないということがありますか。

教育政策課長 2階は、ラーニングcommons部分は開けておりますので、上がることができます。

山本委員 構造的にきちんと区画されているわけではないのですね。働く実態として、そこに担当職員がいないとか、ここから先は行けませんとか、そういうことですか。

教育政策課長 元々6年前に計画した着手のときから、空間をドアや壁で極力区切らないいろいろな活動が緩やかに重なるということを目指しておりますので、今回も、共創交流拠点と図書館の活動が少し交わる部分があるというように設計しております。

教育部次長 この施設は全体で5,000平米の面積があるんですけど、いわゆる共用部分が2,600平米ほどの施設になっています。ですので、今後指定管理制度を導入するこもれびパークと市が直営する図書館が一体的に運営していくということなので、その辺の協定をしっかりと結んで運営に関してはよく話し合っていきたいと考えております。

山本委員 完全に入口を閉ざす休館日はいつになりますか。

教育政策課長 毎月第4水曜日と年末年始です。

教育部次長 市役所に近いところにアクティブcommonsと呼ばれるこもれびパークがあります。そして2階に上がっていくと図書館本体があってラーニングcommonsが真ん中にあります。そしてそこから出ると別棟でスタジオと多目的ホール、資料館があるので、図書館が休館日のときでも、市役所側から

入ってきた利用者が、ラーニングコモンズを通過してホールとかスタジオに行く、そういう使い方をしますので、第4水曜日と年末年始以外は完全に閉じるということはありません。ただ、セキュリティ上、図書館休館のときには一般開架と児童開架のところは立入禁止になります。

図書館の真ん中にメインストリートというかセンターモールみたいな形で、その両側や3階部分は全て図書館なのですが、ちょうど真ん中が通路としても使えるという部分になります。入り口としては市役所側、北側の駐車場、ビーコンタワー側の西側の3か所から入れます。

山本委員 管理棟の部分はフリーには入れないのですか。

教育部次長 管理棟には事務室があるのですが、今回、指定管理者と市の職員と共用の部分になります。

山本委員 スロープになっているところがありますが、当然エレベーターがあるのですね。

教育政策課長 はい。エレベーターがあります。

田中委員 学習室はあるのですか。

教育部次長 高校生が受験勉強できるような部屋が欲しいという意見と、やはり図書館はそういう場所ではないという意見があるので、現場の中で運用しながらと思っています。ただこのラーニングコモンズは、基本的に人と関わって交流したりとか同じ調べものをしあったり研究しあったりというスペースなので、この場所で、例えば学生が長時間学習するようなスペースにはしない予定です。

教育政策課長 キャレルが全て座席になっているので、ここで本を読んだりとかちょっとパソコンを使ったりということはできるようにしています。

田中委員 私は佐伯の図書館協議会に参加していて、図書館に3年くらい勤めていたのですが、やはり子どもたちが読書離れをします。小学校では読み聞かせがあるけど、中学校で離れて、高校生で利用する子どもたちは勉強なんです。それで、佐伯の城山桜ホールは、図書館そのものはパイプ椅子でも勉強したいといってすごく好きな子もいます。高校生に活字離れをしないようなことをしてほしいとか、夜遅くまで開けてほしいとかいうものがあるので、お年寄りも大事なのですが、若い人たちにどういったサービスを提供していくのかなと思います。多分運営を始めてアンケートをとったり、そういうものでどんどん変更していくのじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

教育部次長 中高生にぜひ来ていただきたいし、やはり来てもらえるような仕掛けとか事業とかをしていこうと思っていますが、いわゆる受験勉強で使うとなると、他の利用者にも影響があります。一定のニーズがあることは分かっていますので、何とか現場の運用の中でやっていきたいと思っています。

田中委員 不登校の子どもたちが図書館に来て学びを深めていって、そこを足がかりにして学校に繋がっていくというようなこともあるだろうし、家のクーラーが使えないので、図書館に来て学力を伸ばしていくなど多様な使い方があっていいのかなと思います。

教育政策課長 その点は、恐らく子どもだけではなく、家にクーラーがない高齢者やふらりと立ち寄った方が、何かを身に付けるきっかけになればいいなと思っています。

田中委員 私たちのような中高年の人が資格を取りたいと言って、参考書を広げて勉強するのは可能なわけですか。

教育部次長 学び直しというか生涯学習の場としてもいいですし、指定管理者が担当するこもれびパークのアクティブコモンズも基本的にはフリーで使えるスペースなので、もしかしたら今おっしゃっていただいたような、不登校の子どもが例えば交流サロンに来て居場所として過ごすということもあると思います。決してそれを禁止するというものではありません。

新谷委員 利用し始めてから、市民とか学生からの要望が出てくると思うので、定期的に使い方などを話し合うようなそんな会議があると、みんながどんどん使いやすくなるのかなと思います。だから指定管理者が入って、なるべく自由に議論できるようなそんな運営をすると、今考えている以外のことやいろんなことができると思うので、最初想定している以外のことも柔軟に取り入れて使えるようになればいいなと思います。

教育部次長 今新谷委員に言っていたのが、規則の第2条、企画運営会議と第3条、共創支援会議で、企画運営会議は、別府市の図書館とこもれびパークの責任者同士で毎月話し合う会議で、お話に出たような運用の改善とか、そういったことはそこで話し合えますし、共創支援会議は、客観的な評価や助言を行う組織になりますので、そういった意見も反映しながらやっていきたいと思っています。

新谷委員 市長のSNSに寄せられた市民の意見を見ると、図書館もあるしおじいさんのもり児童図書館などもあるので、たくさんのお金を使って新しい図書館は必要ないじゃないかと書いている人もいるのですが、実際にできて、自分たちが使いやすい図書館になったり、要望を出すことで使い方が変わるようになったら、反対している人たちも新しい図書館ができてよかったなと思ってくれると思うので、市民の意見を聞きながら、使う場所などを変えていくといいなと思います。

田中委員 6ページ7ページなのですが、第16条は貸出冊数について「館長が必要と認めたときはこの限りではない」と誰が判断するか書いてあるのですが、第18条の電子書籍については、第2項で「電子書籍を利用するサービスについて必要な事項は、教育長が別に定める」と書いてあります。この書き分けの違いについてもう少し詳しく説明してください。

教育政策課長 まず第 16 条については、個人 10 冊、団体 200 冊ということなんですけれども、当初 5 冊だったのが 10 冊に増えています。これについては館長の裁量の範囲、特に団体貸出については 200 冊を超えて貸し出すこともあろうかと思えます。ただ第 18 条の電子書籍については、まだ電子書籍そのものを現在図書館の中では運用していません。ですので、これからどのような電子書籍を入れていくのか、その運用をどうするのか、というところがまだ未定というふうに考えています。

教育部次長 新しい図書館システムを導入するんですけど、これから開館までの 1 年半の間に仕組みを決めていきます。電子書籍についてもいくつか方法があって、どの書籍サービスになるか未定なので、別に定めるという形になります。

福島委員 普通に、他人に迷惑をかける行為とか当たり前のことを書いてありますよね。当たり前のことはいいとして、規則のどの部分に気を付けて見たいですか。

教育政策課長 現行の図書館との違いというところが一番大きな差だと思います。先程ご説明いたしました開館時間が延長すること、それから月に 1 回の定期休館日を設けること、この 2 点が一番大きな特徴だと思います。ですので、現行の図書館では平日が朝 9 時から夜 7 時まで、土曜日が 9 時から夕方 5 時までなのですが、新しい図書館は、平日は朝 10 時から夜の 9 時まで、土曜日は朝 9 時から夕方 6 時までとなります。

福島委員 時間のところだけですか。

教育政策課長 第 1 章 総則のところ、第三者からなる共創支援会議を設けるということも書いておりますので、これは今までと大きく違う点です。

田中委員 昔トラブルになったことがあって気になったのですが、自分が借りたいとかこの本が良いから買いたいとなったときに、前はメモをしたりしていたのですが、今は本を携帯電話で撮影することがあります。本によっては背表紙も情報としては撮影してはいけない、禁止しているものがあるという、法律で迫られたことがあるので、今の時代に沿って、写真撮影についてや他人が写らないとか、その辺りをもう少し細かくしていったほうが、実際の運営ではっきりするかなと思います。他の図書館でもきちんとやっているところとやっていないところがあります。当然他の図書館に、閉館時間とか蔵書点検の日数とかも聞き取りをして決めていると思うのですが、写真撮影についてはひっかかったことです。もめごとのひとつですね。これは、入れてくださいということではなく、こういうことがありましたということで、お耳に入れておきます。

教育政策課長 ありがとうございます。条例の次に位置づけられる規則で規定するのはこの程度かなと思っております。それからまた詳しい禁止行為であるとか、詳しい手続き的な、教育長が別に定めるところも含めて、この後は規定だったりとか要綱だったりとか例規の位置づけがもう少し具体的に

なってくるかと思えます。今田中委員からご指摘があった点も、多くの図書館では、写真撮影は禁止されています。著作権の関係がありますので、そういった内容も別途定める例規の中でしっかりと明記して、誤解を招かないように、運営する側の判断の裁量が、誰が判断しても同じようになるようにすることが大事なかなと思っております。

寺岡教育長 では詳細についてはまたよろしく申し上げます。その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 33 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 33 号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市共創交流拠点こもれびパーク指定管理候補者選定委員会設置要綱の制定について

◎ 別府市教育委員会指定管理候補者選定委員会設置要綱の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第 3、議第 34 号 別府市共創交流拠点こもれびパーク指定管理候補者選定委員会設置要綱の制定についてと、議事日程第 4、議第 35 号別府市教育委員会管理候補者選定委員会設置要綱の一部改正については、関連した議事となりますので、一括して提案します。事務局から説明いたします。

教育政策課長 では議案書 27 ページです。議第 34 号、議第 35 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

これまで別府市教育委員会が所管する施設で指定管理制度を導入していた施設は、社会教育課が所管する別府市コミュニティーセンター 1 か所でした。この度、別府市共創交流拠点こもれびパークにこの制度を導入するにあたり、コミュニティーセンターとはその利用形態、サービス内容など、施設の特徴が異なるため、指定管理候補者を選定する上で、施設に関してより専門性を有する選定委員会を設置するために、新たに要綱を制定するものです。要綱の内容は第 8 条までであること、それから規定する内容も既存の内容と同様の内容となっております。

続けて議案書 31 ページでございます。先程ご説明をいたしました議第 34 号の新要綱制定に議決をいただきましたあかつきには、既存の要綱の対象施設を社会教育課所管施設、つまり別府市コミュニティーセンターを対象とすることに改めるため、要項の一部改正を行うものでございます。

33 ページの新旧対照表をご覧ください。「別府市教育委員会が所管する公の施設」を「別府市教育部社会教育課が所管する公の施設」に改め、委員会の庶務は社会教育課が担当するというふうに改正を行いたいと考えております。以上 2 議案についてご審議をお願いいたします。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 これは当然指定の内容というか要項を出して、公募をした上でこの会議が開かれるということですか。

教育政策課長 公募の内容の募集要項の選定からこれらの委員会で審議をしていただきますので、委員会で審議をしたのちに、募集の公告を行うという流れになります。

山本委員 これは内容的なことになるかもしれませんが、どういう業者がこれを落札していくのか想定されていますか。かなり専門性を有するわけですよね。その辺のイメージができないのですが。

教育部次長 これから参加資格などを選定委員会に諮って決めていくので、今日の段階で、こういった資格で募集しますということは差し控えさせていただきます。ただ1年前、サウンディング調査ということで、指定管理者制度を導入する前に民間事業者の意見を聞いたときに、8社がサウンディングに参加してきました。社会教育施設などの運営や事業に関わりのある法人企業等が想定されますが、多角経営の事業者も多いので、業種を特定することは難しいです。

新谷委員 今指定管理者を入れている図書館は、大分県内ではどこがあるのですか。

教育部次長 指定管理者を入れているのは、大分市の市民図書館がそうですね。

新谷委員 県立図書館は違うんですか。

教育政策課長 県立図書館は、カウンター業務が指定管理です。

教育部次長 別府市は、図書館は直営で、併設する交流センターを指定管理にして募集するということなんですけど、図書館とのサービス連携、そして先程ご説明した3つのコモンスの連携というのもあるので、やはり図書館に関して興味関心を持っている事業者が想定されます。図書館そのものを管理するわけではないのですが、そういったノウハウがあるから図書館との連携が図れるというような事業者が出てくる可能性もあります。

山本委員 1回その業者が決まって選定されるわけなんですけど、期間は有期で設定されるのですよね。そんなにすぐいなくなられては困ると思いますからなので、ある程度の期間があるんですよね。

教育部次長 これから選定委員会で指定管理期間等の募集要項が決定されますので、現在、別府市の他の公共施設は概ね5年というところが多いです。

田中委員 28ページの第3条、組織のところです。図書館は社会教育施設ですが、選定委員は社会教育関係の人が入らないということですね。確認です。

教育政策課長 田中委員のおっしゃるとおりです。現在、市長事務局も含めて、担当する副市長、それから部長、という指定管理候補者選定委員の組織が主です。それから、部長と課長ということも稀にはありますけど、やはり複数年度かなりのお金を費やして施設の維持管理をお願いすることになりますので、担当副市長が選定委員に入っているというのが主になります。

福島委員 指定管理に出すか出さないかということを問題にしているのではなくて、どういう設置要綱かを問題にしているだけですか。指定管理に出すことは決まっていたのですか。

教育部次長 先の6月議会で設置条例を承認可決して公示しています。条例の第19条で、「こもれびパークの管理については指定管理者に行わせることができる」と定めています。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第34号及び第35号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第34号及び議第35号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市共創交流拠点こもれびパーク指定管理候補者選定委員会委員の委嘱について

寺岡教育長 次に議事日程第5、議第36号 別府市共創交流拠点こもれびパーク指定管理候補者選定委員会委員の委嘱について提案しますので、事務局から説明いたします。

教育政策課長 34ページをご覧ください。議第36号につきましては、先程議決をいただきました議第34号の新要綱に基づく委員の委嘱について、規定により議決を求めるものでございます。
先程議決をいただきました要綱、さらには議案書35ページの要綱第3条に記載のとおり、委員会の組織は外部有識者3人以上を含む7人以内と規定をされておまして、担当副市長及び担当部長のほか、外部有識者3名で構成する5名を委嘱または任命したいと考えております。副市長、教育部長を含めて5名の委員の選定についてご審議をお願いいたします。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第36号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 36 号は議決することに決定いたしました。

◎ 報告事項（1）

寺岡教育長 次に報告事項に入ります。報告第 6 号 教育長による事務の臨時代理について報告します。詳細は事務局から説明いたします。

教育政策課長 議案書 36 ページをご覧ください。令和 6 年度一般会計補正予算案（第 4 号）に同意することについて、教育長が臨時で代理いたしましたので規定によりご報告いたします。

歳入予算歳出予算相互に関連しておりますので、歳出予算から先にご説明いたします。38 ページをご覧ください。0553 小学校の施設整備に要する経費についてです。追加額として避雷設備整備委託料と施設整備工事費、計 8,440 万 5 千円を計上しております。まず避雷設備整備委託料についてです。令和 5 年 8 月に大平山小学校に落雷し、校舎建物破損及び電子機器類が故障するという事態が発生いたしました。幸い夏休み中でしたので、児童や教職員に人的被害はございませんでしたが、今年 4 月には宮崎市内の高校サッカー部の練習試合中に落雷し、18 名が重軽傷を負うという事故も発生しております。2023 年のゲリラ雷雨の回数が前年比約 20%増加という報道もされておりますことから、今後の雷災害に備えるため大平山小学校に 2 基、及び同等標高に位置する鶴見小学校に 3 基の避雷設備を整備するための委託料として、3,419 万 6 千円を計上しています。

次に施設整備工事費についてです。朝日幼稚園大規模改修に伴い、改修期間中の仮園舎として、朝日小学校の旧給食室を改修するための工事費でございます。建築工事、機械工事、電気工事を合わせて 5,020 万 9 千円を計上しております。朝日幼稚園は令和 8 年 3 月に完成し、4 月に供用開始を目途としております。改修工事に要する期間が、今回設計を委託した上で 10 か月と算定されたことにより、それまでに仮園舎を整備し、移転を完了する必要があることから、令和 6 年末に旧給食室を仮園舎に改修する工事を着工して、令和 7 年 4 月から約 1 年間仮園舎にて保育を行う計画です。次に 0566 中学校の施設整備に要する経費の増額、1,353 万を、小学校の施設整備と同様の理由で朝日中学校に 2 基の避雷設備を整備するための委託料でございます。

続いて 1244 図書館等一体的整備に要する経費は財源の補正ですので、この後歳入予算でご説明いたします。

では議案書 37 ページ、歳入予算についてです。社会教育費補助金は、図書館等一体的整備事業に係る国土交通省の補助金である都市構造再編集集中支援事業補助金の内示額が確定したことに伴い、1 億 7,193 万 9 千円の減額の財源補正をするものでございます。それに関連して、最下段の社会教育債を 1 億 5,480 万円増額の財源補正をいたします。これは同補助金の年度間調整ですので、5 か年計画の中で補助の金額は変わりません。

続いて 01 小学校債は、歳出でご説明いたしました避雷設備整備と朝日小学校旧給食室改修に伴うもの及び亀川小学校体育館空調更新において、充当率の高い地方債への組替を行うものでございます。中学校債は、朝日中学校の避雷設備整備に伴うもの及び朝日・北部・中部の各中学校体育館空調更新において、充当率の高い地方債への組替を行うものでございます。以上で終わります。ご審議の程お願いいたします。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ 報告事項（2）

寺岡教育長 次に報告第7号 寄附受納について報告します。詳細は事務局から説明いたします。

教育政策課長 40 ページをお開きください。教育政策課関係は、番号1と2でございます。番号1は、堀谷春水氏からご自身の作品「傘地蔵」を石垣小学校にご寄附いただきました。書と画、それぞれ1幅、計2幅からなる作品でございます。お手元に簡単な写真画像を添付しております。かわいらしい絵と傘地蔵のストーリーが書かれた書でございます。番号2はアイシン株式会社からの写真ニュースの寄附です。朝日新聞が同社のニュース掲示板を設置するために寄附を募り、全国の公共機関などに設置する取組に賛同した寄附でございます。昨年7月に掲示板付きでご寄附をいただき、南小学校に設置いたしました。今回の寄附は、むこう1年間、朝日新聞が発行する4枚1組の報道写真を毎週掲示するという内容の寄附でございます。以上でございます。

学校教育課長 続きまして学校教育課分についてご説明いたします。番号3、4、5になります。番号3につきましては、糸永えつこ様から学校において詩の世界を味わってほしいということで、「母です 息子です おかまいなく」という詩集42冊の寄附がございました。公立幼稚園、小学校、中学校に送付しております。番号4は、公益財団法人日本公衆電話会大分支部様から、子どもたちが日常生活を安心安全に生活するための情報提供として、こども手帳824冊の寄附がございました。こちらは、各中学校へ送付しております。小型の冊子ですが、中身は、事故を起こさないこと、犯罪から身を守ること、災害から身を守ること、みんなで支え合うこと、覚えておこう公衆電話のこと、スマートフォンやインターネットを正しく使うこと、そしてSDGsについてというような内容になっております。子どもたちにとって非常に役に立つものかなと考えております。続きまして番号5についてですが、別府市美術協会様から、子どもたちの芸術作品への興味関心の向上や、心豊かな教育環境の醸成を図ってほしいということで、田口幸代氏の日本画「さくら」他4点の寄附がございました。これは市内にローテーションで配布しているのですが、今年は別府市立別府西中学校にて寄

贈式を行い、同校に展示しております。以上でございます。

社会教育課長 社会教育課部分についてご報告させていただきます。番号6から9までになります。番号6から8につきましては、お手元に画像をお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。番号6の寄附者は本郷真弓様で、寄附作品は、洋画家工藤和男氏の作品3点です。番号7の寄附者は前岡みどり様で、寄附作品は宇治山哲平氏の絵画4点、西村駿一氏の絵画2点、森谷南人子氏の絵画1点、荒金大琳氏の書2点です。番号8の寄附者は山ノ内久子様で、寄附作品は野村正則氏の絵画2点、岩尾秀樹氏の絵画1点になります。いずれも別府市美術館の充実及び市民の芸術文化振興のためにとご寄附いただきました。番号9の寄附者は糸永えつこ様で、先程学校教育課長から番号3で報告のありました本と同じものでございます。社会教育施設に18冊いただきましたの、9施設の図書コーナーに3冊ずつ置かせていただいております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま各課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他（1）

寺岡教育長 次にその他の項に入ります。その他（1）令和6年度全国学力・学習状況調査結果について、事務局から説明いたします。

学校教育課長 それでは、令和6年度全国学力・学習状況調査結果についてご報告いたします。別冊資料の1ページをご覧ください。全国調査は小学校6年生、中学校3年生を対象に調査を行っております。表は直近5年間の結果を表したものです。小学校、中学校各表の最下段、R6の欄をご覧ください。中学校の国語は全国平均を上回る結果となっております。全国水準の力が概ね身に付いてきたというふうに考えております。一方、小学校の国語、算数、それから中学校の数学につきましては、課題が残る結果になっております。その下のページをご覧ください。これは同一児童生徒を追跡した結果です。県や市の調査とは問題の質が異なりますので、単純に比較ができません。小学校6年生、中学校3年生の直近の2回、令和5年4月と令和6年1月の国語、算数、数学の調査結果は、いずれも全国母体の平均を上回っております。令和6年4月の結果をしてみると、過去2回の調査結果のポイント数と比較すると、若干伸び悩みが見られるという結果になりました。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま学校教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

◎ その他（２）

寺岡教育長 では並行して、その他（２）令和６年度大分県学力定着状況調査結果について、事務局から説明いたします。

学校教育課長 それでは資料の３ページ目をご覧ください。小学校５年生、中学校２年生を対象とした県学力調査の直近３年間の結果を掲載しております。令和４年度、５年度、６年度は、小学校は全項目偏差値５０を超えています。一方中学校は、国語の活用以外の項目で偏差値５０を超えているという結果でございます。４ページ目、同調査比較の表をご覧ください。これは県の平均正答率との差を太枠で囲んでいる欄に示しています。令和６年度ですが、小学校５年生につきましては、６項目中、県の平均正答率を上回った項目は理科の活用のみでしたが、県平均を下回った項目もその差は１ポイント前後で、大きな差は見られませんでした。その下の中学校２年生につきましては、全１０項目中、県の平均正答率を上回った項目は５項目でした。県平均を下回った項目も、小学校同様その差は１ポイント未満になっておりまして、大きな差は見られませんでした。続きまして最後のページになりますが、同一児童生徒を追跡した結果です。小学校５年生では、国語が小学校４年生で伸びていたのですが、今回はあまり伸びが見られないという結果でございました。算数は、小学校４年生以降、母体との差が大きく開きつつあるのが課題となっております。一方、理科の知識は母体平均を下回りましたが、小学校４年時と比較して、その差が小さくなり、活用も力がついてきているというふうに向えます。中学校２年生では、国語の学力が令和５年度、令和６年度にかけてついてきているのが伺えます。一方、数学、理科でやや伸び悩みが見られる、という結果になっております。以上の結果を踏まえまして、８月校長会議において、各学校長に対して自校の結果分析を行うように指導しております。現在各学校で開催されております学力向上会議で、各校の調査結果の分析を学校運営協議会の委員の皆様方に公表して、方針等の協議をしているところでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま学校教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

田中委員 調査の対象児なんですけど、別府市には通級指導教室があると思いますが、通級の子もたちはこの調査に入っていますか。それから、運用上、知的に障がいがない子も情緒障がい学級に入っていると思うんですけど、その子たちも集団の中に入っているのか、そこを教えてください。

学校教育課長 通級指導教室の子どもさんも対象になっております。それから特別支援学級の子もさんも対象になっております。ただ、全体の中には知的のお子さんは数として入っていません。

田中委員 中央値ではなく平均値だと思うので、１人２人が違うと平均値が違うと思います。０.４とか０.６の誤差のときに、１人が何点出せば県の平均を超えるのかなということ逆を思ったのですが、最近ちょっと気になるのが、

知的障がいがない発達障がい、多動であるとかASDの子どもさんたちが情緒に入っている。でも知的に障がいがないから、本来の指導としては通級指導教室で自立活動を中心にしてそこで訓練というか、言語発達や行動面がちょっと遅れているというところを、通常学級を抜けて自立活動として通っているから、一緒に入るものかなと思ったのですが、運用的に知的障がいがないのに情緒障がい学級に入っているじゃないですか。知的障がいがないお子さんは情緒に入れられないじゃないですか。だけども運用上、県の指導は通級と言っていますが、通級指導教室そのものがあまりないというような、そんないろんな問題がある中で、中央値ではなく平均値で0.4とか0.6の誤差をとっていくのは何か難しいなと思って、入れている学校もあれば入っていない学校もあって、私たちは、点数によってこの学校は頑張っているなど見がちなんですけれども、実態を聞いたときに、数字のマジックにかかっているなと思いました。どうしたらいいのか分からないけど、そこを知らないで、この数値だけで判断していいものだろうかという感想です。

新谷委員 一時期に比べたら随分成績も上がってきたというか、私が中部中学校にいたときは、国語と算数が-18とか-16で小学校から上がってきた子どもたちがいたのですが、今はもうこんな感じなので、学校が対策を考えるときには、一番大事なのは授業改善に重きを置いた対策をぜひ作ってほしいなと思うんですね。よく直前の練習をしますよね。そうではなく、毎日の授業の中でどういう授業をしたら子どもにきちんと力がつくかとか、理解が進むかとか、そういう授業改善を中心にした対策を考えてほしいなと思いますので、教育委員会の指導主事さんも授業を見てそういった指導をしてほしいなと思っています。

学校教育課長 ありがとうございます。先生方には、この全国調査の問題だとか県の問題だとかを、必ず子どもたちに解かせるということと、もう一つは、まず自分たちで解いて、そして自分の指導法のポイントをしっかりと掴んでほしいということ、この夏の学力向上会議でも全学校に指導主事が話しているところなんです。そういったところから、自分の授業の改善をまずやっていくこと、それから子どもたちにしっかり問題を何回も解かせて、これが国の求める学力なんだ、というところを、先生にも子どもたちにも知ってもらおうということが大事ですし、それを繰り返していった結果が今ここに繋がっているのかなと考えておりますので、引き続きやっていこうと考えております。

寺岡教育長 その他ございませんでしょうか。学校によって、学年によって、その年度によって格差があると思うのですが、どうですか、やはり学校が静かで落ち着いていてきちんと授業ができてい学校は、安定して定着していますか。

学校教育課長 学校訪問をさせていただいたときに、全体的には非常に落ち着いている学級が多いのですが、中には離席をする子どもさんがいることも把握しておりますし、こちらに今データとして挙がってきている対象学年についても、そういった傾向がみられる学校もあります。ただその辺につきまして

も、学校に入って校内研究の中に入ったりするときに、指導主事のほうからそういったところも指摘させていただきながら、しっかりと子どもたちに必要な力をつけるように話をしているところでもあります。

松浦委員 1 ページ目の全国平均との差だけを見ますと、田中委員がおっしゃったように、数字が独り歩きしているということもあるかと思うのですが、小6の算数の場合、5年連続全国平均より下回っている。中3の数学を見ても4年連続というところもあって、特に小学校に関しては何か対策をさしているということはいかがでしょうか。

学校教育課長 結果を見ますと、確かに小学校は5年連続で下回っています。これは組織的な取組の結果だと思います。同一児童調査ではないので、その学校が、そして別府市そのものが、やはり小6、中3の段階で何かが足りないというふうに考えるべきだと思っていますし、小6や中3の問題を、その学校の先生方がしっかりとまず解いてみて、そして小6の段階で国が求める力は一体どこなんだ、どういうものなんだ、どういう力なんだというところをやはり分析して、そしてそこに焦点を絞って指導をしていくというふうに考えております。特に、算数の問題などは昔のように $1+1$ 、 2×2 ができればいいということではなく、いろんな情報を元に複合的に関連付けて解いていくという問題だとか、証明的な問題の説明文も書いていく等の問題が出ています。ただ単に説明するだけではなくて、それをきちんと文章化して表現する等の取組を、特に小学校のほうではこちらのほうから指導しているところでもあります。

寺岡教育長 今に関連して、ICT教育による授業改善というのは、今後まだ推進していきますか。

学校教育課長 そうですね。別府市としましてもICTの活用、AI型ドリルであったり、教科書に載っているQRコードからタブレットで読み取って、そこから得た情報を元に自分で問題を解いていったりとかいうようなことも必須になってくると思いますので、そういったところもICTとの関連も進めながら子どもたちの学力向上に資していきたいと考えております。

寺岡教育長 誰一人取り残されない授業、学校ということで取り組んでいるところがございます。その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他（3）

寺岡教育長 次にその他（3）令和6年度別府市外国語指導助手（ALT）について、事務局から説明いたします。

学校教育課長 令和6年度別府市外国語指導助手（ALT）につきまして、退職と新規招致がございましたのでご報告いたします。

別府市では令和元年度からALT 6名を任用しております。議案書 41 ページに記載しております4名が契約を更新しております。また 42 ページに記載しております2名の退職に伴い、2名を新たに任用しております。別添資料もありますのでそちらも併せてご覧ください。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま学校教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

新谷委員 ALTと一緒に授業をする英語科の教員とか、小学校だったら担当の先生とかがきちんと評価をしますよね。評価をきちんとした上で、継続するかどうかを判断すればいいと思います。

山本委員 新規招致のお二人の方は、今までの人から比べるとちょっと年齢が上のようですが、何か職歴などがあるのですか。

学校教育課長 どちらとも学校の教員をしていた過去があると聞いております。そういったところからこの年齢になっております。そういった経験があるというところも踏まえて、こういった方々を採用しているところでございます。

寺岡教育長 英語については、今全小学校の6年生に、フィリピンと繋いでオンラインの英会話をリアルタイムでやっていますし、ALTも6名ですが使える英語を目指して、将来英会話を通じて文化の発展に貢献できるような子どもたちを育てたいと思っているのですが、英語は大分県全体で下がっておりまして、TOEFL や TOEIC をやっている県もありますよね。教員が伸びていかないと子どもたちは絶対伸びませんので。ぜひ学校教育課も踏ん張ってほしいと思います。
その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他（４）

【概要】 ※学校教育課長より、令和6年度秋季幼稚園・小学校運動会、中学校体育大会訪問日程について、説明があった。

◎ その他（５）

寺岡教育長 次にその他（５）別府市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部改正について、事務局から説明いたします。

学校教育課長 それでは議案書の46ページをご覧ください。現行では第3条(5)に「市税の滞納がないこと」とございますが、改正案ではこの文言を削除しようとするものです。改正理由は45ページにございますが、生活保護又は就学

援助の受給者とその他の保護者との均衡を図るため、補助対象者の要件を見直し、児童生徒の居場所をよりよく確保しようとするためでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま学校教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。
この補助金を実施しているのは大分県内では別府市のみで、今度日田市が適用することになっています。別府市の補助は月3万円ですかね。

学校教育課長 はい。月3万円を上限として家庭のほうに補助しています。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他（6）

【概要】 ※令和6年9月定例教育委員会の開催日程について、令和6年9月30日（月）17：30より開催することが決まった。

◎ 閉会

寺岡教育長 以上をもちまして、令和6年8月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。